

○特殊詐欺特別捜査隊の設置に関する訓令

平成28.2.26 鹿児島県警察本部訓令1

特殊詐欺特別捜査隊の設置に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の15第2項の規定に基づき、特殊詐欺特別捜査隊（以下「特殊詐欺特捜隊」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 特殊詐欺特捜隊においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 特殊詐欺対策に係る企画，調査及び総合調整に関すること。
- (2) 特殊詐欺の捜査に関すること。
- (3) 特殊詐欺の捜査支援に関すること。
- (4) 特殊詐欺に係る情報の収集，整理及び分析に関すること。
- (5) その他刑事部組織犯罪対策課長が命ずる事項に関すること。

(特殊詐欺特別捜査隊長)

第3条 特殊詐欺特捜隊に特殊詐欺特別捜査隊長（以下「隊長」という。）を置く。

- 2 隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。
- 3 隊長は、命を受け、特殊詐欺特捜隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係)

第4条 特殊詐欺特捜隊に、その所掌事務を分掌処理するため、指導分析係、連合捜査係、特殊詐欺特別捜査第一係、特殊詐欺特別捜査第二係及び特殊詐欺特別捜査第三係を置く。

(補佐等)

第5条 特殊詐欺特捜隊に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年3月22日から施行する。
- 2 広域知能犯対策室の設置に関する訓令（平成19年鹿児島県警察本部訓令第3号）は、平成28年3月21日をもって廃止する。

附 則（令和4.3.4訓令6）

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則（令和6.3.13訓令7）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。